

獣医公衆衛生が担う食品安全行政の現状と課題

道野英司[†] (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課長)



最初に日本獣医師会と会員獣医師の皆さまに、獣医公衆衛生行政へのご理解、ご協力に感謝するとともに、全国の公衆衛生獣医師の皆さまが食肉をはじめとした食品の安全対策、人と動物の共通感染症対策、動物の愛護管理などの幅広い分野で日々、職務に専念され、大きな成果が得られていることに敬意を表します。

最初にご存じない方も多いかと思うので、厚生労働省での公衆衛生獣医師の配置状況について簡単にご紹介する。厚生労働省では獣医学教育の6年制への移行を機に、昭和59年から獣医系技術職員採用試験（国家公務員採用I種試験相当）を開始し、以来70名以上の獣医師を採用してきた。厚生労働本省をはじめ、内閣府、農林水産省、環境省などの関係省庁、海外の日本大使館やWHOなどの国際機関、地方厚生局や検疫所などの外部部局、地方自治体などへの出向もあり、活躍の場が広がっている。また、省内では法律、医学、薬学のほか、食品衛生監視員の区分で採用している食品工学、畜産学、農学、水産学、栄養学などさまざまな分野の職員と協働して仕事を進め、省外では、国民はもとより、他省庁、地方自治体、関係団体、事業者、さらには外国政府や国際機関と連携し、情報を共有して取り組む分野であり、多くのステークホルダーと交流、調整しながら施策を進めている。

さて、日本は国民が消費する食料の半分を輸入に依存する食料輸入大国である一方、国内では高齢化、人口減少が進展し、国内市場の縮小が進んでいる。政府では持続可能な食料の生産、製造・加工、流通などのシステムの構築に取り組むとともに、海外市場を視野に入れた国際交流や協力をさらに進めることが必要となっている。このように、国内外のヒト、モノの流れやシステムの変化が進展する中で、食品や感染症のリスクマネジメントはきわめて重要な行政課題である。

食品安全分野では、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)、食中毒対策、輸入食品対策、牛海綿状脳症(BSE)対策、放射性物質対策など、さまざまな課題に獣医学をはじめとした各般の科学的知見、国際基準などに基づき、関係行政機関と連携しながら取り組んでき

た。食の安全は国民の一大関心事であり、国民の健康の保護を図ることが最も重要との考え方のもと、規制一辺倒ではなく、社会経済の発展に資する中長期的な視点をもって、課題の解決に取り組まなければならない。なお、昨年大筋合意されたTPP協定の発効には不透明な面もあるが、TPPにかかわらず、食品流通のグローバル化、ボーダーレス化はさらに進展し、日本と海外の経済ネットワークがさらに強化されることを念頭に、食品安全行政もいっそうの国際化を推進する必要がある。

本稿では、現在最も優先して取り組んでいるHACCPの義務化、食中毒対策、輸入食品対策の現状と課題を紹介する。また、過去に重要課題として取り組んできた施策については現在のリスクに応じて対応を見直し、そのリソースを新たな課題の対応に振り分けていく必要がある。そうした観点からBSE対策や放射性物質対策の見直しについても触れたいと思う。

食品の衛生管理手法の国際標準であるHACCPによる食品衛生管理については、有効性が高く、諸外国では着実に導入、制度化が図られている。米国では1997年以降、食肉、食鳥肉、水産食品、ジュースに義務化、本年からは一般食品について危害要因分析とリスクに基づく予防管理措置を含む食品安全計画の策定と実施を義務づけた。また、EUでは2006年から一次生産を除く食品産業全般に導入を義務づけた。国際基準レベルの安全対策が講じられた食品を国民に提供することは、政府や事業者の責務であり、わが国においてもHACCP導入に向けて積極的な施策を講じ、体制の整備を進めていく必要がある。厚生労働省では、過去20年間にわたって、HACCPの食品事業者への普及に取り組んできたが、本年3月から「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法、と畜場法及び食鳥検査法に基づくHACCPの義務化のロードマップについて、年末までに取りまとめることとしている。本検討会では、欧米で義務化されている食品、業種を中心に、十分な準備期間を確保して国産、輸入の双方の食品にHACCP導入を図ること、事業者団体の意見を聞きながら、導入が難しい業種や小規模、零細事業者には、危害要因分析の簡略化に加え、モニタリングの手法や記録、検証を簡素化し、現場での導入に重点を置いたHACCPの考え

[†] 連絡責任者：道野英司 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課)

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 ☎03-3595-2337 FAX 03-3503-7964 E-mail: michino-hideshi@mhlw.go.jp

方を取り入れた仕組みとすることなどを議論している。また、検討会と並行して中小事業者の HACCP 導入を支援するため、業種別手引書を策定するとともに、都道府県の中小事業者への HACCP 導入支援の事例を全国に紹介する地域連携 HACCP 導入実証事業を実施している。さらに、現場で HACCP の導入支援や検証を担当する地方自治体の食品衛生監視員の指導者に対する研修も引き続き実施していくこととしている。

食中毒対策については、近年、サルモネラ等による細菌性食中毒は、現場の関係者のご努力により、着実に減少しているが、一方でカンピロバクター対策の推進が現在の課題となっている。本年もイベントで提供された加熱不十分な鶏肉を原因とした大規模事件を含め、食中毒事件が多発しており、保健所を通じて飲食店における加熱不十分な鶏肉の提供を控えるよう、監視指導を強化している。また、食鳥処理場における鶏肉のカンピロバクターの汚染の低減が重要課題であるが、従来から提案されているカンピロバクターの非汚染農場から優先的に食鳥処理場での処理を行うことは現場では実行が難しい。このため、食鳥処理工程をできるだけ変えない、有効性の高い対策の導入が必要となる。そこで、食鳥処理工程での汚染が不可避であることを前提とし、HACCP 導入とあわせて、近年諸外国からの要請で食品添加物に新規指定されている殺菌剤の活用を試みており、今年度は主要な生産県の食鳥処理場で効果の実証事業を行っている。今後はこの実証事業の結果に基づき、食鳥処理場におけるカンピロバクター汚染の低減策の導入を進めることとしている。一方、ウイルス性食中毒、特にノロウイルス食中毒の予防対策には決定的なものがなく、従事者のきめ細かい健康管理、食品の確実な加熱、機械器具や施設設備の消毒をはじめとした一般衛生管理を地道に積み上げることが求められる。現在、厚生労働科学研究でノロウイルス食中毒事件の詳細を解析し、食中毒調査の精度の向上、予防対策の効果の検証等を進めている。ノロウイルス食中毒が多発する冬までに得られた知見を現場にフィードバックできればと考えている。

輸入食品の安全性確保については、厚生労働省では従来より最重要課題の一つと位置づけ、検疫所の食品衛生監視員の増員、検査センターの機能強化を推進し、監視指導計画に基づく監視指導を実施するとともに、二国間協議を通じた輸出国における安全対策の推進を図ってきた。今後も TPP 協定による食品の輸入増加の可能性をふまえ、輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所において適切な監視指導や検査体制の強化を図るとともに、二国間協議を通じた輸出国における安全対策を、よりいっそう推進する必要がある。輸入時の水際でのサンプリング検査では、予算、人員、パフォーマンスに限界があり、輸出国における生産、製造、加工段階の安全対策の確保

が最も重要である。前述の HACCP の義務化を通じて輸出国に対して HACCP により管理された食品の輸出を求めると、輸出国における安全対策のさらなる推進が今後の課題と考えている。

BSE 対策、放射性物質対策についてはいずれも関係者の努力等により、そのリスクは大きく低下しており、現状のリスクに応じた検査体制に見直していく必要がある分野である。

BSE 対策については、食品安全委員会の評価結果をふまえ、平成 25 年に、と畜場における健康と畜牛の検査対象月齢、特定危険部位 (SRM) の範囲及び輸入措置について見直しを行った。飼料規制により国内外における BSE のリスクは引き続き低下しており、かつて BSE が多発した EU では、健康と畜牛の検査を廃止する国が増えるとともに、国際獣疫事務局 (OIE) のステータスが「無視できるリスク」の国では SRM の範囲を縮小するなど、対策の見直しが進んでいる。こうした国際的な状況をふまえながら、科学的知見に基づき現在の BSE リスクに応じた対策となるよう見直しを進めている。昨年 12 月に、と畜場における健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止、せき柱などの SRM からの除外を食品安全委員会に諮問したところ、本年 8 月末に、健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止を可能とする答申があった。今後は、消費者、関係事業者、地方自治体等の意見を聞きながら、健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止に向けた手続きを進めることとしている。

食品中の放射性物質対策については、政府の原子力災害対策本部が決定したガイドラインに従って、地方自治体が計画的にモニタリング検査を実施し、検査結果は厚生労働省で取りまとめ、公表している。東京電力(株)福島第一原子力発電所事故から 5 年が経過した現在、基準値を超える放射性物質が検出される食品は野生鳥獣肉、野生きのこ、山菜などに限定され、栽培作物や牛肉ではほとんど汚染がみられなくなっている。しかしながら、関係自治体では流通業界の要請等から国のガイドラインで求める水準をはるかに超える規模の検査を継続しており、農林水産省等関係府省と連携して、平成 28 年度に新たな検査体制の方向性及びその導入時期を、関係者の意向を把握しながら検討することとしている。

以上、雑ばくであったが、おもな食品安全行政の課題への対応の方向性について所感を述べさせていただいた。食品安全に係る施策はいずれも、現場の皆さまの取り組みによって実現し、成果が示されることで、国民の信頼が深まるため、引き続き現場での実行性や国民の理解の推進に重点を置いて施策を進めることが重要と考えている。

今後とも、よりいっそうの食品安全の推進のため、日本獣医師会及び会員獣医師の皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。